

（評価実施時期：平成22年8月）

担当部局名：官民人材交流センター

<p>政策名</p>	<p>官民人材交流センターの適切な運営 【実績評価方式】</p>	<p>根拠となる法令等（2つまで） 国家公務員法 天下りあっせんの根絶について</p>										
<p>政策概要</p>	<p>一般職国家公務員の離職後の就職の援助及び官民の人材交流の円滑な実施支援の推進</p>											
<p>施策名</p>	<p>① 一般職国家公務員の離職後の就職の援助 ② 官民の人材交流の円滑な実施の支援</p>											
<p>評価結果</p>	<p>【総合的評価】 一般職国家公務員の離職後の就職の援助については、平成21年9月の政権交代後、総理発言により、「官民人材交流センターによるあっせんも、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、今後は一切行わないこと」とされたことから、組織の改廃等による離職にあたる旧社会保険庁の職員のみを対象に平成22年3月末まで再就職支援を行った。仮に政権交代前に作成した目標について単に目標の達成度を見れば、目標を堅実に達成している。また、官民の人材交流の円滑な実施の支援についても、目標を達成している。このため、いずれもA評価としたもの。</p> <p><施策評価結果一覧></p> <table border="1" data-bbox="368 954 1347 1050"> <tr> <td>S</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>未集計等</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>2 ①②</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>（必要性） ①については、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、再就職支援を行わないとされたところ。また、②については、官民間の人材移動を活性化し、簡素で効率的な政府の実現、国全体としての人材の有効活用を目指すため、官民間の人材交流を積極的に支援することが必要である。</p> <p>（有効性） ①について、再就職支援業務については、途中で支援を中断した者を除けば、概ね6ヶ月以内の再就職決定（内定）を達成することができた。また、求人開拓については、支援依頼を上回る求人登録がなされ目標を達成できた。再就職支援に係るコンプライアンスの確保についても、適切に法令等の遵守を実施できた。また、②については、総務省、人事院、官民人材交流センターが経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」において、官民人事交流制度のさらなる活用に関する民間企業向けの説明会を開催した。</p> <p>（効率性） ①については、再就職支援業務の民間事業者への委託を行うなど、民間の知見を活用して効率的な業務の実施に努めた。</p>		S	A	B	C	未集計等	0	2 ①②	0	0	0
S	A	B	C	未集計等								
0	2 ①②	0	0	0								
<p>反映の方向性</p>	<p>「天下りあっせんの根絶」という政府方針の下で、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会を廃止して、再就職等規制違反行為の監視等に加え、官民人事交流の支援、組織の改廃等に伴う離職者の再就職支援を行う民間人材登用・再就職適正化センターを新設することとし、平成22年度予算において必要な予算措置を講じるとともに、国家公務員法等改正案を第174通常国会に提出したが、同法案は廃案となった。</p> <p><反映の方向性一覧></p> <table border="1" data-bbox="368 1962 1347 2049"> <tr> <td>引き続き推進</td> <td>拡充等</td> <td>改善・見直し</td> <td>抜本的見直し</td> <td>平成23年度に新設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①②</td> <td></td> </tr> </table>		引き続き推進	拡充等	改善・見直し	抜本的見直し	平成23年度に新設				①②	
引き続き推進	拡充等	改善・見直し	抜本的見直し	平成23年度に新設								
			①②									